

# 国民年金だより



## ◆年金生活者支援給付金手続きの 1)案内1)1)1)

### 【年金生活者支援給付金制度とは】

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

給付金のお支払いは、原則、2カ月分を翌々月の中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別途支払われます。

給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。

詳しくは、【請求手続きの流れ】をご覧ください。

### 【対象となる方】

#### ●老齢基礎年金を受給している方

次のすべての条件を満たす方です。  
① 65歳以上※1の老齢基礎年金※2の受給者である。

② 請求される方の世帯全員の町民税が非課税となっている。

③ 前年の年金収入額※3とその他の所得額の合計額が88万1,200円以下である。

※1 請求者は、65歳になる誕生日の前日以降にご提出ください。

※2 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

※3 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

●障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方  
前年の所得が472万1,000円以下である。(扶養親族の数に応じて増額されます)

ただし、障害年金・遺族年金等の非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。

### 【請求手続きの流れ】

(1) 請求書に、氏名などを記入してお近くの年金事務所に提出してください。

これから基礎年金を請求する方は、基礎年金の請求書と一緒に提出してください。

(2) 審査結果の通知が日本年金機構から到着します。

年金の請求書と併せてご提出の場合、年金の請求書と併せてご提出の場合、点で、次のいずれかに該当する方です。

給付金の通知は年金証書送付後に送られます。

(3) お支払い月の上旬に、日本年金機構から振込通知書が到着します。

(4) 通知書に記載のある給付額が年金に上乗せして支給します。

支給要件を満たす場合、2年目以降のお手続きは原則不要となります。なお、支給要件を満たさなくなった場合は、年金生活者支援給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金不該当通知書」が送付されます。

## ◆令和4年4月から老齢年金の繰 下げ受給の上限年齢が75歳に引 き上げられました。

老齢年金を66歳以後に受給開始(繰下げ受給)する場合、年金額は65歳から繰り下げた月数によって増額(1月あたり0.7%増額)します。高齢期の就

労の拡大等を踏まえ、年金受給権者が自身の就労状況等にあわせて年金受給の開始時期を選択できるようにすることを目的として、令和4年4月から繰

下げの上限年齢が70歳から75歳に引き上げられ、年金の受給開始時期を75歳まで自由に選択できるようになりました。

対象となる方は令和4年3月31日時点で、次のいずれかに該当する方です。

① 70歳未満の方(昭和27年4月2日以降生まれの方)

② 老齢年金の受給権を取得した日から起算して5年を経過していない方(受給権発生日が平成29年4月1日以降の方)

※①、②いずれも該当しない方は、令和4年3月までと同様に繰下げの上限年齢は70歳です。

## ◆年金相談や、お手続きの際は、事前予約を!

① 予約は、相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。

② 予約の際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)を用意し、全国共通の予約専用受付ダイヤルか、旭川年金事務所にご連絡ください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ  
電話26-9026

日本年金機構 旭川年金事務所  
電話0166-72-5002

全国共通予約専用受付ダイヤル  
電話0570-05-4890